

名寄市生きるを支える自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない名寄市を目指して～



平成31年（2019）3月

北海道名寄市



はじめに

我が国においては、平成 10 年に国全体の年間死亡者数が 3 万人を超え、平成 18 年に自殺対策基本法が制定されました。国を挙げて自殺対策を推進した結果、現在では自殺者数は減少に転じていますが、自殺死亡率は主要先進 7 か国の中で最も高く、自殺者数は年間 2 万人を超えるなど、非常事態は続いています。

平成 29 年には新たな自殺総合対策大綱が閣議決定され、過労や生活困窮、介護疲れ、いじめなど「生きることの阻害要因」を減らす一方、自己肯定感や信頼できる人間関係などの「生きることの促進要因」を増やし、社会全体で自殺リスクを低下させることが基本理念として掲げられました。

こうしたことから、本市では、市民一人ひとりが「いのち」を大切にし、ともに支え合う名寄～誰も自殺に追い込まれることのない名寄市を目指して～を基本理念として、3 つの重点施策を掲げた「名寄市生きるを支える自殺対策計画」を策定しました。

今後は、本計画に基づき、市民の皆様との協働により、総合的な自殺対策に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願ひいたします。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました多くの関係者の皆様に、心から感謝とお礼を申し上げます。

平成 31 (2019) 年 3 月

名寄市長 加藤 剛士

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画策定の体制	3
第2章 名寄市の現状	4
1. 統計でみる名寄市の現状	4
(1) 自殺死亡率の推移	5
(2) 自殺者数と男女別自殺者数の推移	6
(3) 年齢別自殺者数と年齢別割合	7
(4) 自殺の未遂歴別の状況	8
(5) 地域の主な自殺の特徴	9
(6) 自殺の危機経路	10
第3章 自殺対策の基本的な考え方	11
1. 自殺対策の基本理念	11
2. 自殺対策の基本方針	11
3. 基本施策	12
1 地域におけるネットワークの強化	12
2 自殺対策を支える人材の育成	13
3 市民への啓発と周知	14
4 生きることの促進要因への支援	15
5 児童生徒及び学生のSOSの出し方に関する教育	16

第4章 重点施策	17
重点施策1 高齢者への対策	17
①高齢者への「生きるための支援」の充実と相談窓口の周知	18
②高齢者支援に関わる人材の育成	19
③高齢者の健康づくりと社会参加の場づくりの促進	20
重点施策2 中高年男性への対策	21
①勤務問題等による自殺リスクの低減に向けた相談窓口の周知	22
②労働者・家族に対する心身の健康づくりに向けた普及啓発	22
③地域におけるこころの健康づくりの推進	22
重点施策3 生活困窮者への対策	23
①生活困窮者自立支援事業との連動	24
②生活困窮者に対する生きる支援の推進と連携の強化	24
第5章 計画の目標	25
1. 自殺対策計画において目指す目標	25
2. 平成34（2022）年度までの数値目標	25
第6章 計画の推進に向けて	26
1. 計画の推進体制	26
2. 計画の進捗管理	26
資料編	
1. 名寄市保健医療福祉協議会保健医療部会委員名簿	27
2. 名寄市生きるを支える自殺対策推進本部会議設置要綱	28